

建設工事等指名競争入札参加者の指名基準の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

建設工事等指名競争入札参加者の指名基準の一部を改正する基準

改正前		改正後	
第1条～第7条 (略)		第1条～第7条 (略)	
別表1～別表2 (略)		別表1～別表2 (略)	
指名基準の運用基準		指名基準の運用基準	
指名基準の留意事項		指名基準の留意事項	
項目	摘要	項目	摘要
1～12	(略)	1～12	(略)
13 資本関係又は人的関係のある者	<u>同一工事又は業務において、資本関係又は人的関係のある者を指名しないものとする。</u> <u>(新設)</u>	13 資本関係又は人的関係のある者	<u>(1) 同一工事又は業務において、資本関係又は人的関係のある者を指名しないものとする。</u> <u>(2) 当該工事に係る設計業務等の受託者 (受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者を指名しないものとする。</u>

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。